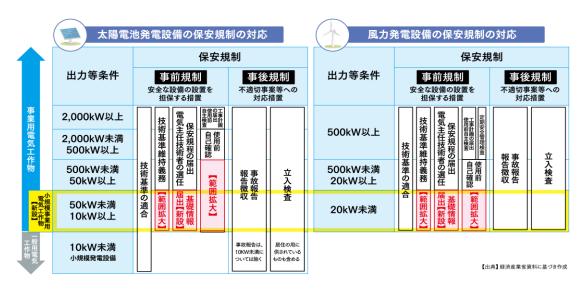
# 【小規模事業用電気工作物とは】



# 制度概要

令和5年3月20日より、小規模な太陽電池発電設備(10kW以上~50kW未満)と風力発電設備(20kW未満)が小規模事業用電気工作物に分類されます。また、2つの保安規制が義務化されます。

## 技術基準適合維持義務の対象が拡大

■技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kw 以上 50kW 未満、風力:20kW 未満) も、技術基準適合維持義務の対象となります。

## 基礎情報届出が新設され義務化

- ■基礎情報届出の制度が新設され、小規模事業用電気工作物(太陽電池:10kw 以上 50kW 未満、風力:20kW 未満) は基礎情報の届出が義務となります。
- ■既設の設備 (<u>FIT 認定を受けている設備は除く</u>) についても 2023 年 3 月 20 日の施行から 6 ヶ月以内 (9 月 19 日まで) に届出が必要です。
  - ■以下の既設の設備は FIT 認定の有無にかかわらず届出を求められます。
    - ①基礎情報の項目に変更があった場合
    - ②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合 (廃止を含む)

届出事項 (例)	設備や設置者に係る基本的情報				保安体制に係る情報
	設置者	●事業者 ●代表者名 ●事業者の住所 ●電話番号・メールアドレス	設備	<ul><li>事業名</li><li>電気工作物の種類・出力規模</li><li>電気工作物の所在地(住所)</li></ul>	<ul><li>保安管理担当者名 (保守管理業務の委託先の情報含む)</li><li>点検頻度</li></ul>

## 使用前自己確認の対象が拡大され義務化

■使用前自己確認の対象が拡大され、新設する一部の事業用電気工作物(太陽電池: 500~2000kW 未満、風力: 20~500kW 未満)及び小規模事業用電気工作物(太陽電池: 10~500kW 未満、風力: 20kW 未満)も使用前自己確認が義務となります。

既設の設備は対象外ですが、既設設備に以下のような一定の変更の工事を行った場合 (特に、パネルの増設等による構造面での変更)には、使用前自己確認結果の届出が求め られます。

詳しくは以下の <u>特設サイト</u> をご確認ください。(画像をクリックすることで移動します)



#### その他

- ■申請について
  - ・本届出は保安ネットを使用して電子申請することができます。
- ■本制度に関するお問い合せ

TEL: 0570-045-660 (9:00~17:00 平日のみ)